

第二十二回
参議院社会労働委員会會議録第三十一号

昭和三十年七月二十五日(月曜日)午後
一時四十五分開会

委員の異動

本日委員加藤武徳君辭任につき、その
補欠として西岡ハル君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 常岡 一郎君
竹中 勝男君
山下 義信君
榊原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
松岡 平市君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
山本 經勝君
吉田 洪晴君
相馬 助治君
有馬 英二君
長谷部ひろ君

委員

国務大臣 西田 隆男君
労働大臣 久下 勝次君
厚生省保険局長 安西 正道君
運輸省船員局長 富樫 總一君
労働省労働基準局長

事務局側

常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した案件
○けい肺及び外傷性せき隨障害に關する
特別保護法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(小林英三君) ただいまから
委員會を開きます。

午前中予定しておりましたあん摩
師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
法の一部を改正する法律案につきまし
ては次回に譲りまして、けい肺及び外
傷性せき隨障害に關する特別保護法案
を議題といたします。

御質疑を願います。

○高野一夫君 大臣でも、大臣でなく
ても政府の方でけっこうでございます
が、皆さんの質疑が出てからいろいろ
また質問いたしますが、表題について
伺いたいのでございますが、外傷性脊
髓障害をけい肺と並べてこの法案の中
に入れたことについては、どういよう
うなお考えがあつてのことでしょうか
か。それを一つ伺つておきたいと思
います。

○政府委員(富樫總一君) けい肺と外
傷性脊髓障害、この二つは医学的、病
理的に見ますれば、全く違った系統の
病氣であることは申すまでもございま
せん。ただこの両病とも不治の病でござ
いまして、その重篤、悲慘の点にお
きましては共通しておると考えます。

ことに本法案の内容から申し上げます
と、従来の基準法ないし労災保険法
による給付が三年で打ち切られてお
る。これに對しまして、さらに別途二
年間の給付をするということにおきま
しては、同じ保護を加える必要があ
る、こういう考え方をいたします。

○高野一夫君 労働者が業務に従事し
ておる間に不治の病氣の障害をこうむ
るといふのに、けい肺もけい肺、外傷
性脊髓障害もけい肺、こういうよう
なことに今のお話からはなるわけであ
りますが、このほかに――まあ私医学
のことはわかりませんが――まあ私医学
が、労働者が業務に従事して不治の疾
病にかかり、障害を受けるということ
は、このほかにもまだありやうなもの
だと思ひますが、ないものであるか、
あるものであるか。もしあるとするな
らば、ここで外傷性脊髓障害だけを入
れて、そのほかのものは取り入れな
かったという点については、何らか
のお考えがあらましようか。

○政府委員(富樫總一君) この二つの
病氣のほかに、むろん現在の基準法
あるいは労災保険法で、三年でなほ
ないものは幾らかそれぞれあり得るわ
けであります。現にそのためにこの
打ち切り補償という制度で、賃金の千
二百日分をその間に支給して、その打
ち切り補償金をもつて自後の療養な
り、生活費である、こういう建前にな
つておるわけでありまして、けい肺なり、
あるいは外傷性脊髓と比べますと、そ
の他の病氣との間には格段の相違があ

る。ただそのほかに現在問題になつて
おりますのは、潜水病、石綿肺の問題
があるわけでありまして、最近に至りま
して、潜水病につきましては、それを
相当に軽快ないし治療のできるとい
うような方式なりが研究されて、ま
た石綿肺につきましては、これは現在
のこれに對する医学的なり、研究がほ
んど手がついておりませんので、こ
れは今後問題として残る。現在の研
究成果におきましては、他の病氣に比
べるとこの二つだけが格段の差をもつ
て悲慘かつ不治、重篤である、こうい
うことでございます。

○榊原亨君 今のお話によりますと、
けい肺症とかあるいは脊髓損傷とい
うものはほかにある病氣がないよう
な話でありましたが、ここにございま
す資料を見ましても、昭和二十八年、十
二月末までにおきまして打ち切り補償
をいたしたものが五百四十八で、その
中でけい肺症が二百八十九例、脊髓
けでなしに頭蓋、体幹の骨折等を入
れて六十四例というやうな数字にな
つておるわけでありまして、従いまし
て脊髓損傷と同じやうな悲慘な症状を
呈しますものは、何も脊髓損傷だけに
限つておるものではないと思ひます
が、この点が今の御答弁と少し食
違つておるやうであります。政府は
将来これらの不治なものに對しまして
も処置をするお考えはないのでありま
すか。承わらさしていただきますと思
います。

○政府委員(富樫總一君) 先ほども申
し上げましたように、現在三年でなお
らない病氣といふものはこの打ち切り
の資料からいたしましてはそれぞれ相
当であるといふことは私も承知して
おるわけでありまして、しかしその大部分
はその後支給される打ち切り補償で
自後の療養がまかなえるという考
え方であるわけでありまして、その二
つの病氣以外には、これほど悲慘な、
これに準ずる程度の悲慘なものには現在
のところない。將來万一このけい肺な
いし外傷性脊髓とはほ同様の程度にお
いてその必要性が認められるといふも
のが出ますれば、論理的に当然に同様
の措置が講ぜられるべきものと思
ひます。

○榊原亨君 重ねて申しますと、それ
じゃここにございいます、資料中にも
ありまして熱傷のごときはけい肺を形
成しているものもありまして、このか
いようは容易になおらぬものと私は思
ひますが、やはり脊髓損傷と同じやう
な症状を呈すると思ひます。また鉛中
毒についても、かような性火症につ
いても同様であるわけでありまして、こ
れらについても同様なことが考えられ
る。従いまして私どもけい肺症につ
きまして特別な措置を講じますのは、け
い肺症にかつた者が、その後におき
まして、打ち切り補償をやりました後
におきまして症状が悪化するといふ
点において、私どもはこれに對して
特別な措置を講じようといふのであ
りまして、脊髓損傷がその後悪化いた
しまして、それは脊髓損傷による病

に先ほど全国に二十人おられるという
が、学者というのはそのけい肺のこと
に特別な興味を持った学者であります
ので、従いましてその診断を、私ども
も医学者でございますからわかります
が、自分の陣営のことにかこつけやす
い弊害があるのであります。従いまし
て今度新しく法律ができてましてやる

と、何を見てもこれはけい肺だ、何を見てもけい肺だというようなそういう学者もありますから——私はないと思いますが、そういう弊害がえてして起るのでございます。しかもそれが起る場合におきましては、これは事業主

に對しましても患者に對しましても非常に打撃でございますので、これらの診断は非常な慎重を要すると思うのであります。従いまして中央にただレントゲン写真を送った、書類を送ったということだけでなしに、もしもをこで

疑問の点がありますならば、あくまでも現場において精密な検査をしなければ、これらの問題は解決しない。詳しくいことは私は知っておりますから、あなたの方のあげ足を取ったり、あなたの方に対して言点をつきません。つき

「まずせんけれども、今おっしゃったよう
なことはなかなかできないということ
は私はよく知っている。私ここでこ
れ以上申し上げたらあなた方が困る、
だから私は申し上げませんが、どうか
一つ、そういう行き過ぎがないよう

に、一方においては先ほど高野委員がおっしゃいましたように、適当な診断をなるべくすみやかにするという適正な態度を、これらの二十人か何かしりませんが、それらの専門家にとるよう特に御注意申し上げたいということ

を私申し上げたいのでありますが、当

局におきましては、これらの所信はいかがでございますか、お聞きしたい。
○政府委員(富樫一君) そういふお話は他の方面からもよく聞かされる注意でございます。十分先生の御注意のつとりまして最善を尽くしたいと考えております。

○高野一夫君 作業の転換の問題について伺つてみたいと思つたのであります。健康診断の結果、けい肺患者であるということが決定をいたしますれば、そこには第二症度、第三症度、あるいは作業に従事している年数の制限はありますけれども、とにかく都道府県の労働基準局長から、その業者に對しまして粉じん作業以外の作業転換をさせるように勧告することができると、こうなつてゐるわけでありまして、

そこで同じ企業体、同じ工場の中で粉じん作業以外の作業をやつてゐるならば、当然転換してもらわなければならぬ、また転換させることもできるでありまして、粉じん作業以外の作業をやつてお

らないといふような企業体において、その次に職安なりそのほかの適當の補導をして別個の仕事につかせるようにしなければならぬといふふうなふうになつてゐるが、作業転換に對するこの法律の規定であると思つて、

そこで同じ企業体の中の作業転換は可能でありまして、一たび残念ながらけい肺患者であつたといふ決定が下されたその人を、何らか働ける限りは働いてもらふべき仕事につけなければならぬけれども、實際問題として、他の職業に転換させるといふことができるだろうか。この点は私

はこのけい肺患者の決定を下された人たちに對しては、ほんとうにこれは大事なこと、しかもその他の職業に転換するといふことがきつてゐるわけ

のじゃないかと、こう思ふのであります。が、こゝのことはさう比較的困難を伴つてゐる他の企業体への職業転換ができると思ふに、この職業転換に關する勧告の項目、並びにそれから職業を変えることについての協力、これがどの程度効果を伴うのであるかといふ点についてのお考えを聞きたい。

○政府委員(富樫一君) この勧告は申すまでもなく、黙つておれば、仕事を継続しておられますれば、近き将来にいわゆる第四症度として死に至るのを予防する意味合いにおきまして、本法におきましてはきつめて重要な意味を持つてゐるわけでございます。しかしながら實際問題として、たとえば大きな鉱山とか金蔵山、石炭山でありますれば、相当企業内配置転換は可能でございまして、ただいま先生のおっしゃいましたような場合も相当あるかと考へるのでございます。そういう場合にうまく円滑に変わらぬかどうかといふことでございますが、これにつきましては、まあたとへばけい肺患者と名づけられてしまつて、もうよそでは働けないのだ、よそでは採用しないだらう、あるいはけい肺一度、二度、三度という者は相当労働能力を喪失しているのではないかと、いふやうな不安な何なりがあるわけでございます。ましては、十分に誤解なり無用の不安をおける方々には普通の意味におきま

して、相當の重労働にまでつき得る労働能力を持つておるといふこと、そして特に結核合併などに注意いたしまして、けい肺の結核像そのものは消えないのでありますけれども、しかし決してそれは死につながるものではないし、またそれだけでは人に伝染するといふやうな性質の病氣でもないといふやうなことであります。何となくば然とある心配なり誤解なりを、一方におきまして十分に解きますとともに、本法におきましては、第一に、第九條にございまして、他の職業のあつせんに安んずるが努力を、

する、特にその際におきましては、従来の熟練した技能労働から、他の種類の労働に転換せなければならぬといふ場合におきましては、特に職業補導所に入所したとしまして、それぞれその地方の労働需要に見合つた技能を新たに付与する、もちろんこの間失業保険も支給されるのであります。が、そういう努力をいたしますとともに、さらにこの第三十八條におきまして、国みずからがたとへばこの共同作業所とか、農場の経営などをいたしまして、こ

こに収容いたしまして勤め得ることができるといふ道を開きたい。で、この最後の点につきましては、本年の予算には、こゝの要転換者の実情が明らかでないのに入つておられますが、今後正規に行つた健康診断の結果、こゝの

人たちの実態が明らかになりますれば、その実情に應じた計画を立案してさらに予算措置も講じよう、こゝの心組んでおる次第でございます。

○高野一夫君 この点は私は非常に大事なことであると思つたのであります。が、一たびけい肺であるといふ診断が

決定いたしました者に対しては、極力一日も早くこれが快癒するやうに、治療と療養の給付をしなければならぬわけであるが、一方において作業の転換が同じ企業体の中においてできない場合、他の職業に転換させるといふときには、私は實際問題としては、いかに職安に對して当局から圧力を加えられようとも、実情としては私は無理であると思つた。それは労働力の需要がすでに過剰、そのほかいろいろな実情から考えましても、これは無理だらう、さうすると結局落ちつくところ

は何かといふと、職業補導所に入れる、あるいは政府の何らかの施設の中に入つて、さういふやうな点になつた場合に、ただいまのお話では、政府の方は責任を持つてこれを職業補導所に入れ、あるいはそのほかの政府関係の仕事に吸収していくといふお考えの

ように私は今伺つたのであります。が、その点は政府は責任を持つておやりにされる覚悟を持つておられますか。

○政府委員(富樫一君) この現在、従来の実績から考えまして、この要転換者がどのくらい出るかといふ推定でございまして、われわれの方の資料からいたしますれば、大体三百六七十人くらい、現在も従来の推移と同じ推移をたどるとすれば、年々三百六十人くらいといふ見積りであるのであります。その大部分といふものは大きな金蔵山、石炭山でございまして、そこにおきまして温情のある措置をしていただきますれば、現に、現在労働組合と会社との労働協約等によりまして、相當円滑なる配置転換ができるのであります。が、どうしてもこ

の職場から離れざるを得ないといふ者の数は、平常の場合におきましてはさしたる数字にも上らぬかと考へますので、さういふ方々に對しましては、先ほど申し上げました安んずる機関の特別の協力と国家施設の整備によりまして、責任を持つたこの円滑なる配置ができるといふやうに考へておるわけでありまして、

○松岡平市君 労働大臣に一言お尋ねしておきたいと思つたので、このけい肺法に要する予算について、労働大臣はかつて全額国庫で見るといふやうなことを一般に言われたこともあつたやうであります。のみならず、この予算折衝の過程におきまして、これは労働省としては、全額国庫負担という態度で当初臨まれた。それが今日衆議院を通じてきた本法案では、國家と経営者のそれぞれ半額ずつの負担、こゝのやうな性質の費用については、これは全額国庫負担すべきものなりと考へられるのか。それともかやうなものについては、比率はともかくとして、國家のほかに経営者等がある程度負担することが正しいとお考へになるのか。

これは將來のため特に重要なことだと思ふ。労働基準法の、現在のいろいろな趣旨、精神といふものの関連において、労働省におきまして、特にその責任の大臣として、かやうなものはいずれの方が正しいか、その正しい理由といふやうなことまであわせて簡潔にお述べを願つておきたい。私はこゝで短かい時間の間で、そのいづれであつてもこれに向つて論争を展開しようといふ考へではございませぬ。一応將來のいろいろな立法に際して重要な

事柄であると思ひますので、労働大臣からこの点についての所見を明確にしておきたいと思ふ。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたしますが、これは政府全体としての考え方ではもちろんございません。私個人としての考え方でありまして、これは単純な事業病という観点に立つてこの問題を考えるべきでない、私は基本的にそういうふうな考え方をもちます。

なせかと申しますと、現在の段階におきましては、けい肺病はその予防措置が完全に講じられていない、それから一回かかつて第四段階になった者は、もう死だけの最終の段階である、これは治療してもなおらないという、まことに人間にとつての上もない悲惨な病気である。しかも大部分この病気にかかっている人がいわゆる珪酸粉じんと言われておりますが、メタル鉱山、あるいは石炭山等において、あるいは鋳物その他において珪酸のある粉じんを作業に従事する以上吸飲しなければならぬという特殊な仕事であり、政府として、掘らないでよいとそれから輸入してきて日本のもし用途にすることができたならば、むしろ掘らないで、これは買つてきて用途に供した方がよいというほど、いわゆる病氣にかかった人が悲惨な状態になるというような点から考えまして、ただちに現在の労働基準法の規定により、事業主の三カ年間の無過失損害賠償という、あの制度だけで、これらけい肺病にかかった人たちの救済は必ずしも十分とは考えられな

い。従つてそれ以上のことに對しては、それは国が単なる事業病と考えないで、一種の国民病的な観点に立つ

てめんどろを見るべきじゃないか、こういうふうな私考を述べたために、事業病としてだけでなく、その上に国民病的な観点に立つていろいろ人たちに国が全額国庫負担をいたして、そうしてこういう病氣をなおすという、現在かかつておる人のめんどうを見るということよりも、殺す、死なせることのないよう、けい肺病というものが将来絶滅されるように、政府としては全力をあげて対処すべきである、その間は結局国庫負担でまかなうべきものでないかと考へて、実はこの法律案に關する予算も大蔵省と折衝いたしましたけれども、世界の立法例その他を引かれまして、日本でも初めのことでありまして、私の政治力の足りない点もありましたので、三分の一というところで妥協いたしました。衆議院においては、これはまた増額されて現在二分の一となつておる。

私の基本的な考え方は、そういうふうな考えに基いてこの法律案を提案したわけでございます。

○松岡平市君 大臣の御答弁では、これは内閣全体の意思じゃない自分の個人的な意見ではと、こういうことでございませう。私はけい肺病を保護するということについて異論を申し上げていくわけではないのだが、こういうものを全額国庫負担、労働大臣の表現を用いばこれは国民病である——事業病でない、国民病である。だからこれは全額国庫負担をすることが正しいのだ、こういうことですが、それならそれでけい肺病が、しかしそれなら内閣全体の意見ではない、自分の個人的な意見だ、こういうふうな注釈をつけられれば、われわれはなだ判定に迷

うわけですか。少くとも鳩山内閣としては、予算措置上予算は困難である、だからこういうふうにしたけれども、こういうものは全額国庫負担すべきが正しいのだ、こういう見解に立つておられるか。それともそうではない、やはり一部分は経営者にも負担させべき性質のものだという判定をもつておられるかというのを、政府の責任者として御答弁を願つておきたい。

○国務大臣(西田隆男君) お答え申し上げます。この法律案が内閣提案として出されておりますし、しかも条文の中には三分の一の国庫負担となつておりました。内閣全体としては国が全額負担をする必要はないという、少くとも現在においては考へ方に基いてこの法律案が提案されておる、かように御解釈願つてけい肺病でございます。

○松岡平市君 内閣全体としては、少くとも三分の一の国庫負担は負担しないであらうという考へ方である。しかし西田労働大臣は全額国庫負担すべき性質のものであるというものであれば、衆議院で二分の一の国庫負担に修正されてきておりますが、近き将来において全額国庫負担に、でき得るだけすみやかにこれを全額国庫負担にするような方向にこの法律案を改正していくという御意思も西田労働大臣はお持ちであらうと思ふのですが、さうでございませうか。

○国務大臣(西田隆男君) その通りでございます。

○松岡平市君 一応私はその点について多くの論争をこの機会にはいたしません。労働大臣の考へ並びに政府としてのお考への際に背馳がある。政府としては三分の一の国庫負担で十分であ

ると考へておつた、労働大臣個人としては、西田個人としてはそれは妥当でない、全額国庫負担をすべきものであるという意見を、今なお持つておられるというところで、内閣の御意思と労働大臣個人の御意思との間には相当なる懸隔のあることだけを明らかにしておけば十分でございます。

その次に一言お聞きしておきたい。この法律案は、これはもういろいろ私は論争はいたしません。しかし少くとも三年間たちますという一応千二百日分の打ち切り給付をやる、それから先はこれはなおらない病氣でございまして、厚生年金法によつて障害年金を給付されるということになると思ふのです。本法を立法された過程、衆議院の修正の過程を見ても、この厚生年金、障害年金のことについては何ら触れておられない。この問題は申すまでもなく、このけい肺病のことについては、われわれの同僚議員、ここにいられる吉田法晴君を初めとして、多数の議員が長年にわたつて議員立法を試みてこられたものであります。昨年私たちがこれは議員立法よりも政府みずから立法すべきであるという意見も申し上げて、そういうことから今度政府の提案になつてきたものと私たちは考へておりましたが、さきに議員立法された吉田法晴君あたりの立法においては、この厚生年金保険法の条文については特別な措置をするようにちゃんと立案された。これはごらんになればわかる。が、政府はそのことについては何ら触れておられない。申すまでもなく、この二年間の間は厚生年金保険法による障害年金もやる、それから休業給付もやる、療養給付もやる、こ

ういう御趣旨のように少くとも法案では考へられるが、さうでございませうか。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。最後に松岡さんのおっしゃつた通りに私は考へております。と申しますのは、このけい肺法の立法に当りましては、経済的な問題及び給付的な問題は、現在の規定されておりますものの上に、けい肺法の内容的に感られております待遇を与えたいというのが基本的な考へ方でございます。しかし衆議院の委員会におきまして、でもおっしゃつた障害年金の問題に對しましては議論されましたけれども、政府委員の説明で衆議院側も納得していただいております。けい肺審議会等においても一応この問題を取り上げられまして、これは重複するのではないかと議論はあつたように聞いておりますけれども、審議会等におきましては、政府側の説明に對しては納得をしていただいております。従つて私自身としましては、この問題は現在の上に積み上げる、そうしてそれだけけい肺病にけい肺病患者に對して、人道的立場で一つめんどろを見てやらなければならぬまい、こういう考へ方でございます。法律案を立案したわけでございます。

○吉田法晴君 ちよつと、松岡さんから私どもの立案いたしました立法、これはすでに政府案が衆議院で修正されて出て参りましたから私も撤回をいたしました。撤回をいたしました。三年前においては障害年金も支給しない、こういう工合に規定してあるじゃないか、こういう意味もございまして、それから、委員諸氏に了解を得たいと思ひまして発言を許していただいたの

です。私どもは、基準局なり、あるいはこれはけい肺病院の院長をしておられ、大西院長等からも、従来は三年で基準法の給付が切れるので、転帰を實際に見つつ、五年ぐらいいまでは何とでも延ばしたい、療養なり何なりができるように延ばしたい、こういう御意見もございました。その点が一番大きな問題であると考えましたので、基準局が考へてきたような、けい肺については基準法の適用を三年から五年に延べる、こういう点を労働基準法の一部改正法として一緒に出して、おつたのでございしますが、私どもの考へとしては、三年を五年にして、そうしてその後にもその前に予防あるいは断絶転換等もございすけれども、打ち切るという問題、その他あるいは年金の問題について、それは五年の後でよろしい、こういう案を立てたのでございす。その点は一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○松岡平市君 吉田委員の御説明については私も承れております。法案がいろいろと途中で変つてきておりますので、必ずしもそのことの当否を言つておるわけではございせん。しかし、少くともこの厚生年金保険法による障害年金というものは、すでに事業場から去つた——三年間療養したが療養が十分でない。従つてこれは障害年金をやるのだ、こういう性質のものだらうと思ふ。これの多寡等ではございせん。ところが今度はちゃんと一応その形式についていろいろ議論がありまするが、少くとも三年の療養期間に二年を追加されておる。そうしてその二年の間は、前の三年と同じように休業給付もやる、それから療養給付もやる、

三年の引き続きだ、実体は……。休業給付をやつておるのに、それと同時にやめたときと同じような障害年金というものをやる。これはたとえて申しますれば、役人が休職になつておつて、給料は休職中は三分の一だと思ひますが、そういふくらいしかやつていない。同時に恩給もやる、こういう思想と私は同じだと思ふ。ともかくけい肺病患者を厚く保護するということについては同意見、いささかの異議はございせんが、こうした、今言ふような、なお職場にあるがごとく取り扱うものと、職場になくなつたから、年金法でやるという二つのものを同時に支給するという思想について、政府原案においても、あるいは衆議院の修正案においても何ら修正されておられぬ。委員会においても議論をされたけれども、政府の説明を納得されたという事でありますけれど、私たちの納得し得るようには、その両者をやる、今よりもけい肺病患者を手厚く保護したいということであるならば、たとえば政府提案の二年を三年にしたらよろう、五年にしたらよろう、そうしてその間は厚生年金をやらぬ、ということ、手厚くやるということのためにこの間で性質の違うものを、年金を休業給付と同時に支給するという事で手厚くする、というの答弁をされたのは納得できない。われわれはふに落ちない。手厚くするならば、年限を延ばしたらよろしい。年限を延ばす。あるいは休業給付に適當なものを……ここで厚生年金保険法を適用するということと同時にやつて、手厚さの言いわけをなさる必要は毛頭ありません。一つそれが一番いい方法で、その年限を延

ばすということよりも、何とか手厚い方法を講じたい、これが一番正しいのだということ、衆議院の委員会なりあるいはほかの審議会において委員を納得させたという形において、政府において私どもの頭の悪い者を納得さしていただきたい。

○國務大臣(西田隆男君) 納得してもらへるかどうかわかりませんが、私の考へ方を申しますと、松岡さんのおつしやるように、厚生年金と新しく二カ年の休業給付を与えるという事は、法制的には全く關係のない別個の問題です。厚生年金の方は百分の三を両方で負担しておるとしても、労働者が解雇という現実の事態が、身体障害を受けることによつて生じた場合のこれが給付なんです。二カ年間の休業給付と申しますのは、さつきも申しましたように、三カ年間の無過失損害賠償の規定もありますけれども、将来死ぬことだけが既定の事実の患者に対して、人道的な立場から、もう少し何とかめんどうを見てやろうじゃないかという二カ年間の休業給付でありますので、私の考へ方としては、保険というものと休業給付というものは別個な観点に立つて判断すべきものである。しかも労働者が第四度症状になりますので、普通の常識から申しますと、十年という大抵患者の方の考へ方でありますが、かに二十年間保険をかけておるとしますと、保険料の金額が十万円近い額になつておるだらうと思ひます。これが二カ年後において、それから先はもちろんもらえますけれども、休業給付を、これをやるまでの間を二カ年間に概算しますと、十二万円

程度になると思ひますが、もらえないという事態を発生しますことは、この法律を作つた目的と申しますか、趣旨と申しますか、それによりまして、すぐそれまでも減らしてやることはないのである。むしろ減らすとするならば、年金の方をやつても、二カ年間というのは、金額的にこれを判断して二カ年ということをきめましたならば、むしろ休業給付の方のパーセントを下げる方が妥当性があるのではないかと、私の個人の考へ方でありますけれども、考へ方といたしまして、松岡さんのおつしやることも法理論的にはりっぱな筋道立つた理論と思ひますけれども、必ずしも二つ合わせて給付することが悪いことだといふふうには私は現在でもな考へておりません。

○松岡平市君 いい悪いということ、これはいろいろ意見の分れるところでありますが、今労働大臣も言われたように、もし今よりも保険金を支給するといふか、これならばそれでけっこう。それならば今のうちに休業給付を支給せぬ、こう言つておる。手厚く保護するといふことならば、何も二カ年間に限る必要はない。二年でも三年でも幾ら手厚く保護されても——ましていわんやこれは全額国庫負担すべきものであるといふ労働大臣の御所見でもありません。労働大臣の御所見に何らの影響も及ぼさない事柄である。だから労働大臣が言われるごとく、けい肺病患者に対して手厚く保護をもつてやりたいといふのなら、十分保護をするという立法をされてもよろしい。しかし少くとも休業給付をやつて、それから障害年金も同時にやるということについては、何らか私は政府

はどういう説明をされるかしらんけれども、性質が違ふものだから同時にやつてもよろしいと、私は性質が違ふものだから同時にやつてはいけないのだと、どちらかをやるべきものだ。何れもけい肺病患者の待遇を悪くしろということではない。少くともこの厚生年金保険法の趣旨からいたしまして、これはほかのところでも六年間やらないうこととはちゃんと規定されてある、特別な場合には。それでこういうようなものに私は、けい肺病を二年間療養給付あるいは休業給付を延長するという問題にはまだ早い。そしてこう思ふ私の見解がどう違ふか。多分これは水かけ論。あなたは両方性質の違ふものだから同時にやつても差しつかえないものだ、こうおつしやるし、私はけい肺病患者を保護するならば保護する方法は幾らでもほかにある。こういうやめたならばよろしいといふ——なるほどやめたことになつてゐる。しかしやめたかつかのどと取り扱う。二年を三年、五年の取扱ひ、事實上そごうです。それを立法する。やめざるがごとく取扱ひをする間は、やめたとき起る保険の問題というものはまた起すべきものではない。起さなければまたけい肺病患者の措置が十分でないといふことならば、別な方法で私はやはり保護される方が、立法のいろいろな建前の上から正しいのだ、私はこういう見解を持っております。どうして私の見解が間違ひであつたといふことになれば、私はここで労働大臣と水かけ論をしてもしょうがありませんが、この機会に厚生年金保険法の所管をしております厚生省の担当政府委員にこ

の点について、今のように休養給付を片一方にやる期間においても厚生年金保険法による年金をやるということとは、それらの方は別段差しつかえないとお考えになるものか、それともそういうものは同時に二つダブってやるというものは穏やかではない。別な方法で手厚く保護する方が正しいとお考えになるか。厚生年金保険法の立場から一応御説明願いたい。

○政府委員(久下勝次君) ただいまの質疑応答の中に私が入りますのはいかがと思ひますが、大体私どももいたしましては、けい肺法が政府提案で提案されることになりました。当時から、たゞいま労働大臣から御説明がございまして、けい肺および外傷性骨髄障害という特殊な疾病であります。がゆえに、特別な考案方をいたすこともやむを得ないのではないかと、この考案方で今日まで参つておる次第でございます。

ただ一般的に申し上げますならば、確かに松岡先生御承知の通りに休業給付というものと障害年金というものは、私どもは何かその間に調整をしてしかるべきものではないかというように考へておるものでございます。何分にも、御案内のように厚生年金保険法に基きます障害年金というものが、現在の制度のもとにおきましては、給付の額がきわめて低額でございます。まして、実は昨年国会におきまして御審議をいただきました際にも、最低生活費を維持できないのではなからうかという御注意があり、御批判があつたような次第でございます。同時にまた労働者災害補償保険法でございますと、あるいはただいま話題

になつております。こういう種類の一種の生活保障的な給付というものは、これはこれらのものでございまして、生活保障のみならず一種の損害賠償的な、慰謝料的なものも含んでおるという性格のものであると思ひますので、私どもは実は当時からこれらの問題の相互の關係につきましては、二者択一と申しますよりも、その間に何らかの調整を考へてしかるべきものではなからうかというのを実は当時から考へ、また今日でも研究をいたしておるような次第でございます。これはしかしながら一般論でございます。今日の厚生年金保険法でございまして、今日の厚生年金労働者災害補償保険法による災害補償のありまるところに六年間年金の給付を停止するというのも一つの問題でございます。と申しますのは、海上の労働者でございます。船員にございましては、船員保険法では御案内の通り全然別個の扱いをいたしております。職務上の傷病と職務外の傷病に對します給付が陸上の労働者とは違つた扱いをしております。実例が現在並行してございまして、松岡先生御指摘のような問題につきましては、こうした一般的な立場から申しては、検討をいたすべき部分があるというところは気がついておるものでございます。よけいなことを申し上げて恐縮でございますが、少くとも具体的なこの問題につきましては、先ほど労働大臣が申し上げたような考へ方で、私どもとしては特別なものとして考へた次第でございます。

○田村文吉君 先刻労働大臣が自分個人の考へでは全額国庫負担にしようとした以上、私どもの考へは三分の一で通すということになつております。この御答弁申し上げたのでありますから、その点御了承願ひます。それから二分の一になることによつて経費の負担が幾らふえるかという点については、事務局の方から御答へをいたします。

○政府委員(富樫一君) 三分の一が二分の一になりましたための増額予算は、本年度分としては千四百万円でありま。

○田村文吉君 平年度ではどのくらいになりますか。

○政府委員(富樫一君) 約三千万円ぐらいでございます。

○相馬助治君 先ほど松岡委員の質問に答へて、厚生省から答弁があつたのですが、そのとき船員に關しては全然別のケースによるという意味のお話がございしましたが、本法審議の過程において、私自身も気づいておることです。けい肺はともかくとして、外傷性骨髄障害は海上労働者である船員にも発生するといふふうに考へられるわけですが、私はなぜ船員を本法の適用から除外したかという点に關しては、いざい運輸省並びに労働省に尋ねたいと思ひますが、厚生省にこの際何とおきたいことは、厚生省の立場から申して、船員を本法の適用から除外しておることには妥協であるとお考へになるかどうか、この点一つ伺つておきたい。

○政府委員(久下勝次君) 前段お話がございしましたが、私が先ほど船員につきましては特別な扱いがあると申し上げましたのは、職務上の傷病に對する災害補償と、一般の職務外の傷病に對

しまする保険の給付との間に、陸上労働者との扱いが違つておるといふ意味で申し上げたのであります。

○田村文吉君 先刻労働大臣が自分個人の考へでは全額国庫負担にしようとした以上、私どもの考へは三分の一で通すということになつております。この御答弁申し上げたのでありますから、その点御了承願ひます。それから二分の一になることによつて経費の負担が幾らふえるかという点については、事務局の方から御答へをいたします。

○政府委員(富樫一君) 三分の一が二分の一になりましたための増額予算は、本年度分としては千四百万円でありま。

○相馬助治君 今厚生省の答弁の中に、これに該当する者が二百名あるといふ意味のことがございしたので、厚生省の方の答弁は私わかつてい

けです。当然船員局長ともなればそのことは御承知だと思つてお尋ねしたのですが、まあそれはそれとして、本法が政府提案で出ておられますので、本法が提案されるまでにはおそろく厚生省、運輸省、労働省、いずれも連絡があつたものと考えられるのですが、本法の適用から船員を除外しているという点については、船員局長としては妥当であると考えますかどうかですか。

○政府委員(安西正道君) このけい肺法案につきましては、労働省からも御連絡がございまして、運輸省といたしましては関係各省と協議を進めております一方に労働省の意見も相当ございまして、船員地方労働委員会の委員を作つてもらいました。そこで労働省の意見も聞いたわけであります。そこでた

だいま御指摘になりましたように、けい肺については船員は関係がないけれども、外傷については関係がある、従つて当然本法の中に船員を含めていただきたいという労働省の答申がございまして、それに基づいて関係各省間で協議をいたしております。ただ現在におきましては、その外傷に当ります船員が、直ちに本法案の保護を受ける必要がある船員というものがございまして、それは船員保険で三年カバーいたしました後から本法案の保護を受ける段階になりますので、そういったような該当の船員がございまして、関係各省間で相談いたしましたので、次の国会までに船員を含めるという意味の修正を出していただく、そういうような打ち合せをいたしたいま行なつております。

○相馬助治君 これは実に奇怪なことを聞くので、現に本法が成立しても、

本法によつて救済される者がないから今度は除外しておく、将来しかし発生する見込みがあるからそのときは法律を修正するのだと、こういうことを私は政府から聞いたというのの初めてですが、将来そういう患者が発生して本法で救済しなくちゃならないことが予想されるならば当然入れるべきであつて、これは何かの間違ひではないのですか。そして労働大臣はさうなことは承知しておいでですか。

○政府委員(青柳一君) 労働省といつたしまして、この法案を作成する過程におきまして運輸省、厚生省でその問題を協議したのであります。船員につきましても、あるいは考え方として外傷性脊髄障害につきましまして、この法案の中へ入れて扱つたらという考え方もあり得るようでありまして、御承知のように、この法案におきましては労働保険と表裏した扱いになつております。船員につきましましては法体系が異なりまして、船員法あるいは船員保険法の法体系のうちにおいて処理せられたい、こういうことだったのであります。そこでその間におきまして、運輸省と厚生省との間に措置するべく善処されるということで私も了承しておるわけでございまして、

○相馬助治君 一応今の答弁で了解はいたしましたが、私も最初からわかつていたので、船員法であるとか船員保険法という別個の法律によつて船員が律せられて、これは万々承知の上なことです。ただいまの船員局長の答弁はふに落ちないので、その点をお尋ねしたのですが、結論的にいへば、法体系の違う船員でありまますけれども、政府自体の責任においてこれを救済する

ように将来具体的に考えていつていただかなければならぬ、こう思つておるわけですが、そこで船員局長にも一回聞きますが、船員法、船員保険法という別の組み立てをなしておる法律と、この今審議しております法律とはどのような関係があるとお考えですか。そして本法が成立したら、これに見合つて船員に關しても何らかの法措置をやらうとする御意思をお持ちですか。

○政府委員(安西正道君) ただいまお話をいたしましたように、船員と一般労働者の場合と法体系は異なつておりますが、しかし実質的には均衡をとつて参らなければならぬ、そういうふうに考へております。

○相馬助治君 その均衡をとつていかなければならぬという事はわかりました、どういふふうな均衡をおとりになりますかと私は尋ねてゐるんです。なぜこれを尋ねるかといひますと、衆議院は本法の修正可決に際して、船員法適用の労働者に対しても本法の趣旨に沿つて措置すべき旨の付帯決議を行なつております。ただいま労働省からのお話、それから先ほど厚生省のお話を聞いても、これは各省間で連絡会議等を持つてこの衆議院の付帯決議が期待しているような結果を生むように適當な措置をする用意があるやの発言があるのです。そこで私は船員局長に聞くのは、政府はどのような措置をとらうとするのか、具体的にこれを示していただきたい、こういうことなんです。

○政府委員(安西正道君) その点につきましては、衆議院の付帯決議案もございまして、また付帯決議に基きまして、またたたいま申し上げましたように、労働省の意見も聞きまして、最も適當な方法を何らか議じたいというので、関係各省で協議中でございます。その方法といたしましては、けい肺法にそういつたような運用規定を入れていただくか、あるいは船員法を改正するか、保険法にそれを組み込むかという点について、三省間で協議中でございます。次の国会までにはぜひ出したいた、そういうふうに考へております。

○相馬助治君 先ほど労働省の局長のお話で明らかでありますように、この外傷性脊髄障害者の船員に対しては本法がねらうところの趣旨によつて救済しなればならぬ、その点はわかつておる。しかし法体系が別なもので、別途これは考へたいと、こういうお話です。これはまことに筋が通つておる。そこで私が聞いてゐるのは、そのことはわかつたから、それじゃ別途考へるということはどう考へるのだ、それを具体的に示せと、こういうふうに私はお尋ねしたわけなんです。ところが船員局長は、その中の一つとしては、本法の一部を修正して、さうして救うのだという意味のことを言つておる。実にこれは奇怪であつて、政府が提案してわれわれに本法を審議させておる。さうしてまだ本院において成立もしないうちから、これは都合によつてはもう一條くらい書き込んで修正するのだ、これは突におかしいと思ふ。話の筋からいって私はおかしいと思ふ。だから問題は、政府の私は決意を聞けばいいのです。要するにその精神にのつて、将来船員についても必ず救済するつもりだ、こういう決意があるかどうかというのを私は尋ねてゐるので、

す。重ねてお尋ねします。

○政府委員(安西正道君) その点につきましては、ぜひ船員も本法と均衡をとるような措置を講ずる決心でございますから、御了承願ひます。

○阿具根登君 ちよつと関連して。先ほどの松岡委員の問題に關連してお尋ねしますが、保険局長にお尋ねします。先ほど労働大臣の答弁では、厚生年金の問題も十分審議会においても、あるいは衆議院においても論じられて、その厚生年金法を認めた上において、も、これだけのことをしてやらねばできない、こういうことを仰せられたと思ひます。私もこういう問題を論ずる場合には、かりに厚生年金をもらえれば二重になるという議論があるならば、厚生年金をいじるのでなくて、本法を案をいじるべきであると思つてございまして、先ほどの保険局長のお話では、何か一線を引きようなことを言われたと思うのであります。が、保険法の精神として、保険を結んだ場合には各個人が約束の金を年々支払つておる。そのものをほかの救済策が出たからといって、これを削るとか、あるいは引き延ばすとか、さういふことが保険の精神からできるかどうか。これを何十年とかけて——約束して各個人はかけておるのでございまして。さういふものを十分検討した上、さういふ厚生年金保険はあるけれども、非常に苦しい、ときに死ななければならぬやうなやうな病人のためにいつて作られた法案であると思ふのでございまして、さういふ場合に、保険法の精神からいって、保険法を云々するといふことが考へられるかどうか。当か不当であるかという問題について保険局

長の見解をお伺いいたします。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど松岡先生の御質問に対して少し余分のことを申し上げました。私が申し上げましたのは、実質的な障害年金に匹敵するとは何れ調整の方法を考えた方がよいのではありませんかということが話題に上ったことがございました。また現に考えつづいてございます点もありませんので、そういう意味のことを御説明をいたした次第でございます。このけい肺でございまして、あるいは外傷性脊髄損傷につきましては、先ほど繰り返して申し上げましたように、こういう特別な扱いをいたして差しつかえないものと考えております。現に現在の厚生年金保険法の建前といたしましては、確かにこういうような特別な問題が起るといふことにかかわりませう、一般的な統計基礎に基き、数理的な基礎に基きまして、保険料も計算をし、将来の数理計算もいたしておる次第でございます。従いましておそろしくこういう本法に該当いたしますような場合を長い期間の数理計算の上に現わしてみましても、保険料率の上に大きく響くようなことにはならないと思ひますけれども、しかしながら理論的に申し上げるならば、こういうような種類のものを起るべきことを予想をして数理計算はいたしておらないのが、現在の厚生年金保険法の建前でございます。従いまして御指摘のように二重に給付をいたしまして、厚生年金保険法の数理上の計算からは問題はないと考えておる次第でございます。ただ一般的に私がよく申し上げましたのは、労働者災害補償保険法あるいは国家公務員

の職務上の災害補償については、すでに前から一定の期間厚生年金保険の給付をしないという規定がございまして、その前提の上に立つて、しかも相当件数もございしますので、こういう問題は厚生年金保険法を組み立てます上には、一応数理計算の基礎の上に乗せまして計算をいたしてあります。その問題とこの問題とはやはり若干きような関係から事情も違ふというふうなことをお聞きでございます。

○松岡平市君 私あまりよくよく聞きますが、一点だけお聞きしたい。けい肺病患者に対する労働大臣の保護の意思が非常に厚いようでありまして、先ほど田村委員も御質問になりましたが、私はまああまりここでしつこくは言いませんが、先ほど政治力が足りないという全額国庫負担にならなかつたのだというところで、また参議院のこの委員会でも全額国庫負担ということをおわれが希望するならば、労働大臣は個人としても、政府としてもこれに同意されるかどうか。全額国庫負担に同意されるかどうか。こういうことを一つまずお聞きしておきます。

○国務大臣(西田隆男君) さつき田村さんの御質問に対してお答えしましたように、法律案を提案しました以上、政府としては予算措置は三分の一の国庫負担しかとっておりません。従って衆議院の方で修正されました二分の一の国庫負担になりまして、これだけというふうにするかという問題だけでも大へんな問題でございまして、参議院の委員会でも御修正なさるの、それは委員会の権限でございまして、政府としては、予算措置をすることに對しては困難でございますので、今直ちに賛成はいたしかねます。

○松岡平市君 そうすると先ほど田村委員が言われたように、労働大臣が全額国庫負担というふうな御恩顧は、ただあなたの個人的な思想であつて、ただけい肺病患者等に対するあなたの一つのゼスチュアとしか考えられない。あなたが言われるごとく、所管大臣が個人的に意思を、ともかくそういうふうなことを強く熱望しておられることがほんとうであるならば、これはむしろ働きかけてそういうふうなあらゆる御努力をなさるべきはずだと思ふ。それを今度はどつちか一つやつていただかなくては困ると思ふ。自分は個人としてはそれを希望するのだ、しかし大臣としては政府の、内閣の一員となれば希望しないのだという一ことになれば、あなたの御態度を私たちは一体どちが正しいか、こういうことの判定に苦しむわけだ。それでそのところをはっきりしていただいて、それで大臣のお答え次第によつては、私は一委員としていろいろこの法案について考えなければならぬと、かように考えます。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。労働大臣としまして、この法律案が国会に提案されるに至ります過程においては、全額国庫負担としてぜひふん私としては骨を折つたつもりでおりますが、法律案を提案されたことが内閣で決定しました場合に政府が出して、これは政府の一員として政府が出しております法律案に従うよりほかにかに方法がございせん。従つて私が全額国庫負担と申しておりますのは、この法律が通りましてもお全額国庫負担を主張しておるのじやございせん

ん。法律案が決定いたしますまでの過程において、全額国庫負担ということとで大蔵省と折衝したということでございます。従つて一たんこの法律案が決定して内閣がこの法律案を国会に提案しました以上、この法律案に處られております内容が政府の見解でございまして、私も閣僚の一員として末席をけがして以上、政府の見解に従つて皆さんの御協賛をお願いするほかに方法はないのでございます。

○松岡平市君 まあそういうことだらうと思ふのでございしますが、そうしますと、先ほど私が念のためにお尋ねをした、この後機会あるごとく労働大臣としては全額国庫負担に向つて御努力されるかと伺つたら、その通りだとおっしゃつた。私は全額国庫負担に向つて御努力される絶好のチャンスだらうと思ふ。ここで参議院において衆議院の修正案を修正して、全額国庫負担をするということをおきれば、私は大臣としてそれはむしろ希望されなければならぬことだと思ふ。そこは果してどうでございましょう。

○国務大臣(西田隆男君) 予算がすでに衆参両院を通過してしまつた現在、予算の補正をしなければならぬ問題でございまして。そういう事態になりまして、政府でこういうことを決定いたしました以上、この次の予算の編成に当りましては、私が労働大臣としての席を持つております限り、やはり全額国庫負担の方向に努力するということとは間違ひございせんが、現在におきましては、これは修正されても予算措置の講じようがございせんので、その点は一つ御修正にならないで、このまま、衆議院の案のままお通しを願ひたいと思ひます。

○松岡平市君 予算修正、予算をどうするかというところにつきましては、またわれわれが修正する以上、われわれの責任においていかうとも考えます。それができない、担当大臣として、政府の一員としてそれができないのだということを御承知の上で、この公けの委員会において、少くとも個人として全額国庫負担を強く希望する、将来においても機会があれば直ちに全額国庫負担にするように努力すると言われらる大臣の御発言はまさか穩当でない。あなたがこういうものにきわめて熱意をお示しになるのはけつこうだ。しかし、少くともこの委員会においての御発言については相當責任をお持ちにならなければならぬことだと思ふ。それを、今あなたがここでおっしゃつておられるごとく、熱意を持っておられるならば、信任をかけてまでも労働大臣として全額国庫負担に向つて主張すべきだ。さらに、あとで一つ質問いたしますが、もつとけい肺病患者の保護に向つてあなたの地位をかけてまでも御努力にならなければならぬはずだと思ふ。その努力はされず、内閣の一員としてはこの程度でとどまる、しかし自分はいふにふたつに強く希望しておるのだということは、少くとも政府の責任ある大臣の御答弁の態度としては私は承服しかねる。あなたがほんとうにそれを正しいと思ふならば、断々固として、労働大臣としての責任において、個人的意見だということに隠れず、あなたの所信を述べていただきたい。それが、そうでない。少くとも自分は労働大臣だ、一西田ではないのだというお立場を固執されるなら

ば、労働大臣の責任において原案を支持する、あるいは非常に残念であったけれども、衆議院の修正に同意したが、それより以上は同意できない、こういうことを私はこの委員会が責任ある御答弁をしていただきたいと思う。その点において労働大臣の御態度が、ほんとうの労働大臣、ひいては労働省の態度が、この法案に対してのほんとうの意思が、那邊にあるのかということをもっと私は現実につかむことができない。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。私の考え方が間違っておるかともわかりませんが、関係の一員として一つの考え方を述べておいて悪いということは私はないと思います。従って、私はさきから申しますように、全額国庫負担すべきものであるという主張をいたしました。しかしながら閣議の決定においては三分の一国庫負担ということで決定をいたしました。決定をいたしました以上、これは閣僚としてそれに従わざるを得ません。しかしながら、一応決定をしたとは申ししますもの、今後の問題につきましても、私が最初から考えておいたことが間違っていないといたしますならば、それに対して努力をするということをお願いすることは、別に信義を裏切ることでもないし、私がうそを言ったことにもならないと考えますが、それが松岡さんのお考え方は、そういうことは閣僚の一員として無責任きわまる発言だから、そういうことはよした方がよいという御発言でございますが、そういうことが正しいといたしますならば、私は松岡さんの御意見に従うことにいささかもやぶさかではありませ

ん。

○松岡平市君 私は不都合だと言つていません。労働大臣がそうおっしゃるならば、われわれも一つ考え直して、労働大臣の考え方というものを対してあらためてここで考え直さなくてはなりません、この法案の審議の過程において、かように考えておりますので、労働大臣の確固たる御所信のほどを尋ねておるだけでございます。この問題についてはこれ以上あなたとやりとりはいたしません、第二点としてもう一つ質問いたしました厚生年金保険法と休業給付との二重給付という点について、あなたの意見と私の意見が相違したところであります。この間には保険局長の意見等も出て参りましたが、万一の委員会が、この障害年金と休業給付を二重に同時に支給することや当分の間というふうな考えとかかりに想定いたしました場合には、労働大臣は、先ほど来こういう二重の給付をまあえていただければならぬほどの保護をしてやりたい、こういう御意思の御発表でございましたが、もし二重給付はいけないという場合には、そのいけなくなった部分については、この法案についてはどういうふうな、かつてあなたの初志であるけい肺病患者の手厚い保護をすればいいとお考えにな

るか、念のためお聞きかせしていただきますか。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。ただいまの段階におきましては、どういふふうなことをしたらいいかというところはまだ考えておりません。

○松岡平市君 私が先ほど来申し上げておるのは、あなたのおっしゃるよう

に、けい肺病患者の手厚い保護ということをおっしゃるならば、何も年金と休業給付等をダブルさせる必要はないじゃないか、むしろ休業給付等のこの二年間という政府の考へておる給付を三年なり四年なり五年なり延ばすというのをやったらいいじゃないか、それで私たちが年金と休業給付とダブルするよりまだいいのだ、筋が通るのだと私は申し上げるのだが、万一方やろうという場合には、この二年間という制限も、適当に延ばすというふうなことに

ついては御同意になるかどうかということをお聞きしたい。

○国務大臣(西田隆男君) 松岡さんのおっしゃることはどういふ意味かよく私には受け取れませんが、私の考え方では、厚生年金保険と申しますのは、これは一般的なものを考へて年金制度が作られておるのでございまして、ただいま審議を願っておりますこの法律案は、一般的な基礎の上に立つて特別な待遇をしてやろうというねらいの法律案でございまして、どうもダブルということには私にはその考へ方がはつきりしないのでございまして、従つて、今松岡さんのおっしゃることになったら、二年の給付をすることになつておるのをどうするかという御質問かと考えますが、今日初めてこの質問に当りましてさういふ御意見を伺つたので、私としては、現段階においてはどうしたらいいか、よく研究して何とか結論を生まざるを得ないと思ひますけれども、現在の段階では何とも考へておりません。

○松岡平市君 おわかりにならぬのは

おかしいと思う。初め吉田法曹君などが出された法案のごとく、今までの労働基準法による三年を五年に延ばすという場合には、あなたは少くとも二年の二年間には厚生年金法による障害年金をおやりになることは正しいとお考へになるということではございませんか。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。社会党で出されておりました案は、労働基準法の無過失損害賠償の三年間を五年に読みかえるというものであつたように私は承知いたしております。従つて、私は労働基準法の三カ年間の無過失損害賠償という年限を引き延ばそうという考へ方は持つておりません。これはこの法律案の中にも書いてありますように、きわめて人道主義の立場に立つておるのであります。労働基準法の三カ年の無過失損害賠償は別に何らかの措置をとつてやろう、それも二カ年という期限を切つてこの法律案をしようにいたしました。決して社会党から出されております案のように、労働基準法の三年を五年に読みかえるという考へ方は持つておりません。

○松岡平市君 社会党から出た法案とこの法案は違ふということはよく承知いたしております。しかしながら、万が一あなたの言われる手厚い保護をするという立場にお立ちになるならば、社会党から現在三年のもの五年に延ばすという法案が出ておりましたも、あなたは、その際には二年が三年でも、五年にさかのほつてもよろしい、あなたのおっしゃるごとくならば、一番初めから、この厚生年金保険法による障害年金をやるということが正しいということになつてくると、あなたの言うよ

うに、これはやるにこしたことはないじゃないか、手厚い保護をやるといふ御趣旨ならば、どういふことでもかまわぬ、やれるものは何でもやれ、五年間に延ばしたなら、五年のうち、少くともあなたの議論でいへば、あとの二年間だけは保険金でやれという御議論が成り立たなければならぬと思ふ。

なるほど、一応社会党案と違つた案、別のものを重ねるといふ案に交りましておられます、二年間に限する限りは、前の三年と同じように年金も何もやるということになつておる。休業給付も何もやることになつておる。その際に、今言うように、やるならば、やつてよろしい、しかしながら厚生年金保険法によるその発動は、これは無理じゃないかと申し上げておる。無理じゃない、なぜかという手厚く保護するのには、やつたつてちつともかまわぬとおっしゃる。あなたの思想をもつてすれば、その三年で打ち切らずに、五年の社会党案のように延ばしても、あなたの思想からいへば、二年間は保険金をやる、もっと進んであなたの議論でいへば、五年間も保険金だけやれ、こういう議論に飛躍してちつとも私は不思議はないと思ふ。手厚く保護するためには、法体系が何であらうとも、今言う、やめた場合に保険金をやるという規定を無視しようとも何しようともかまわぬ、こういうことは少しおかしいと思ふ。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。手厚く保護するということは、決して無制限を意味しておりません。従つて厚生年金保険法と申しますの

は、現在法的な効力を発生しておる法律でございます。この法律はまだ通ったあとでないと発生いたしませんので、現在発生しております権利義務の関係を特別な待遇をしてやろうという考え方に基いて出しております法律で、その権利を削除するという考え方は、私自身としては、この法律案を出すときにはどうしてもなれませんし、さつきも厚生省も答弁しておりましたように、審議会その他におきまして一応御了承得ましたので、この法律案の内容で提案をして御審議を願っておるのでございまして、決して松岡先生のおっしゃる通りに、手厚く保護するから、お前の言うことは五年も十年も前に遡及してやるといふことじやないかというお話は、少し私の考えとは違っているのではないかと思います。

○松岡平市君 私極端な例をあげたようにすけれども、厚生年金保険法によるこの障害年金給付というものは、少くとも三年間は、前の三年間だけやならないわけですか。やめていいから、もちろん。で今度のやつは、私はその一番初め、もし社会党のような案で、三年を五年に延長するということになれば、その間は厚生年金保険はやらぬ、こういうことは、これは社会党の原案にも出ておると私は思うのです。ところがそういうことはしなくなつた、三年で一応打ち切つてあと二年は加えることにした、加えても実際はちつとも違わない。今言うように休業給付もやる、こういうことなんで、実際は違わないのだ、そうすれば先ほどもおっしゃつたように、休業給付を幾らか減らすとか、あるいはともかく障害年金を何とかある部分停止すると

か、そういう法的措置は同時に考えなければいけないのじやないかということをお願いしているのです。それをあなたに、いや、そういうことは必要ない。何となれば手厚い保護をするためにそういうふうなことを考えなくともいいとおっしゃる、そのところなんです、私とあなたの意見の違ひは。

○國務大臣(西田慶男君) 私はそうする必要がないというお答えはした覚えはございません。現在の法的措置その他の上にこれを積み上げたんだと、こう申し上げておるんです。厚生年金保険法をとることが悪いという考え方は持つておりません。持つておられます、考え方の基本は、現在ある条件の上にこの法律案の内容を積み上げていったんだと、かように申しておるわけでございます。

○相馬助治君 議事進行について。松岡委員にしても、また答えていられる労働大臣にしても、気の毒な職業病で、あるけい肺患者のためによかれかしという角度から質疑が行われ、議論が行われていと思う。松岡委員にしても前半に労働大臣が個人的な見解として言つたことをたしなめておられるのですから、そこにあまりとらわれずに、一つこの問題はその程度で両者の意志がわかつたれば一つ打ち切つていただいて、議事を進められるように、松岡さんには失礼ですけれども、特段にお願いしたい。

○松岡平市君 了承いたします。

○田村文吉君 今の問題、何か答弁が必要になつておるのでございませうか。そうでなければ、私は別に質問したいと思ひます。

○委員長(小林英三君) どうぞ。

○田村文吉君 それではちょっと伺いますが、えらい大きな問題について大へん討論が戦わされたようであります。私はきわめてごまかい問題についてちょっと伺いたいのではありませんが、それは第二十五条の追徴金ですね、追徴金の百分の十という計算が出ておりますが、これは何ですか、ほかにも同じような法令——前例がありますのでございませうか、どうなんです。それからちよつと意味がわかりませんが、この意味はどういう意味か聞かして下さい。

○政府委員(富樫總一君) これは労災保険の保険料の場合と平仄を合わせてかようになつておるわけなんです。追徴金を取るというのには、この納めるべき申告をすべきときに、この保険料を納めたくないというので納めなかつた、それから元来一万円納めるべきものを五千円しか申告しなかつた、そういうような場合のいわば懲戒罰の意味を持つたものなんです。

○田村文吉君 それから二十八条の延滞金ですが、延滞金がほかの法律は、大体健康保険でも失業保険でも日歩八銭となつておりますが、これだけは日歩六銭になつておるの、何か意味があつてお變になつたんですか。

○政府委員(富樫總一君) 本国会を契機といたしまして、関係の方も全部日歩六銭に改めるといふふうに承知しております。

○田村文吉君 そうしますと、この種のもの全部日歩六銭にお直しになることになつておるんですね。

○政府委員(富樫總一君) さよう承知しております。

○吉田法晴君 ほかにございませんか

れば、一つ政府に念のためちよつと尋ねたいと思ひますが、実際に今までけい肺と診断され、あるいはけい肺病院等に入りました場合に、従来は三年でしたか、それがどのくらいのもの、何と申しますか、治療期間を要しておるのか。けい肺病院で聞きまして、ところによれば、三年たつてゐるいは自動車あるいは汽車等で往復を繰り返しておる、ところがそれが実際の機会になつて転帰を見たりするということを見まして、この実際の療養期間と申しますか、あるいは転帰を見ます期間がどういふことになつておりますか。それからいろいろな論議をいたします場合に、従来の三年の期間と、それから今度の政府案によります場合と、取扱ひはどういふ工合になつておるか。その中に、まあ法にはございせんが、けい肺病については、それぞれ協定が実際にあつた例が多ございせんが、それらのものも含めてですね、実際に三年と、それから従来の基準法による三年の取扱ひ、それから政府案によりますその後の違いというものは、実際にどういふ工合になるか、この二点だけお伺ひしておきたい。

○政府委員(富樫總一君) けい肺第四症度の者が、一体この療養を始めてからどの程度の年限で転帰を見るかというところございまして、従来は三年で公的な扱ひは打ち切られておりますので、その後の推移については完全な治療が率直に申し上げて現在できておるませんが、たとへばけい肺専門の病院であります鬼怒川病院の西院長の調査等によりますと、大体五年程度では転帰が来るということをお

いう權威のある方がおっしゃつておりますので、そういうことではなからうかというふうに考えております。

それから従来の労災保険法で扱つておつた三年間と、今後こういう法律ができたならばどういふ扱いになるかというところでございまして、従来に比べて今後はこの法律によります嚴重な健康診断、それから症状決定の区分などがきまつて、これが施行されることになりましたれば、従来ややともすれば何かはつきりしなかつたような面が一段と明確になり、整備される、こういうふうになつております。

○委員長(小林英三君) それじゃ、私から一つ基準局長にお尋ねしますが、別表の第一、第二、いろいろな業種が入つていますが、この業種をここに摘出したのはどういふことを基準としてここに摘出したか。

○政府委員(富樫總一君) このけい肺の発生の可能性のある職場というものは、嚴重なる学理的観点からいたしますと、御承知のように遊離球酸粉じんの数、あるいはその粉じんに含まれる遊離けい酸の濃度、あるいはその粒の大きさ小さいというふうないわゆる粉じんの懸浮度の問題になるのであります、この懸浮度をどこに置くべきであるか。それからその懸浮度を實際に個々の作業場について測定するということの技術上の困難といううなこともございまして、本法におきましては、過去の七年間労働省の巡回検査の実績に基いてこういうものが必要であるというものを實際上の観点からここに取り上げたものでございします。もちろんその間におきまして諸外国の例もできるだけ参照をいたしました。

○委員長(小林英三君) さらにお尋ねしますが、そうするとここに一から十三とか、あるいは別表の第二は一から十二まで列挙してあるのですが、たとえば一つの業種についてもいろいろその現場の業態によって違うと思う。たとえば第一表の八に鑄物というのがあります。これは私の知る範囲におきましても、全国で五千軒以上の鑄物工場がある。大きなものは千人も二千人も従業員を使っている。私の知る範囲におきましては、大体鑄物工場というものは中小企業、全国平均従業員が十五人、それです。それから鑄物の型ごめをして工員というものはその半分以上でありますから、大体十五人とすれば六、七人というのが型ごめの工員、そこでこういうものを鑄物業種として一表、二表におあげになったのは、鑄物工場というものは多分けい肺粉じんが立っているに違いないからとありあらずあげておこうというのでおあげになったのか、あるいは何かの基礎に基いておあげになったのか、常識的にあがけになったのか、あるいは調査の上でおあげになったのかということをお尋ねします。

○政府委員(富樫一君) 鑄物業におきましては、たゞいま仰せの通り相当大規模の鑄物工場は別といたしまして、われわれの方の過去の実績におきましても、中小の鑄物業におきましては、鑄物業はきわめて微々たるものでございます。従いまして、微々たりとはいえず若干出る、ごくわずかでも出るということになりますれば、大事をとって掲記することが必要であるということは一応あげたのでございしますが、先ほど申しましたような

実際の観的から拾いあげたものでございします。一方におきまして個々の作業場の環境、実績等の観点からいたしまして、法施行後これは健康診断なり、また検査などもいたしますが、その過程におきまして、ほんとうにそのものなりと認定されずとも、つきましては、第一表ないし第二表から除外の手続をとりますし、またあるものにつきましては、第一表にはとどめるけれども、第二表からははずすというようにすることも十分に考え得ますので、法施行に際しましては、そこら辺を講じたいと考えております。

○委員長(小林英三君) そうすると、今は鑄物という業態がけい肺粉じんが立つ工場と考えられるから一応これにぶつこんだ、こういうことでありますね。

それからけい肺の分担金を出す場合におきまして、これは金属鉱山を初めとしていろいろの業種から分担金を取られることになるが、その分担金の計算の基礎というのはいくつかの方法によつておやりになるのですか。

○政府委員(富樫一君) この分担金の算定は、各産業をこみにいたしまして、発生率の高い産業、低い産業をこみにした一律の分担金を算定するのでございまして、産業別に金属工業、石炭工業、鑄物業というふうに、各産業ごとにそれぞれの料率を定め、その料率をきめるに際しましては、当該産業におきまして過去の五年間の実績を基礎として料率を算出する、こういうことになつておるわけでございます。○委員長(小林英三君) さらに承りますと、そういうような計算の実績に

よつて料率のパーセンテージをおきめることになることはわかりましたが、かりにそういう料率をおきめるに基礎として、たとえば鑄物業なら鑄物業、あるいは石炭なら石炭、石炭、いろいろなものがありますが、それらのものを実績をおとりにする基礎というのを主として大企業のみによつておやりになつておるのではないのでしょうか。

○政府委員(富樫一君) 旧来の健康診断を、法律の建前から申しますと今後はまんべんなく健康診断をいたします。そのことによつて取扱いが二、三になるというのではないのでありますが、さしあたり本法施行の当初におきましては、過去の実績なるものが必ずしも十分でございせん。そこで法施行の当初におきましては、たゞいま申し上げましたやり方を實際上の基礎にいたしました。その従来のデータ等を検討いたしました。要すればその料率に多少の手直しをする必要もあるかと考えまして、これはけい肺審議会に付議してこの料率を決定するということになつておるわけでございます。

○委員長(小林英三君) 私が今お伺いしようとしたのは、たとえば鑄物工場なら鑄物工場について、たとえば全国に鑄物工場が五千軒ある。ところが中小企業の今私が申し上げたような平均の従業員しかない中小企業、平均の従業員しかない中小企業、平均の何しか大企業はいない。その料率をきめるときでも、まあ大きいところへ行つてその調査をして、それに基いて大きいところはけい肺病がたぐさ

たとえ鑄物業なら鑄物業、あるいはそのほかの業種というものが料率が出されたりするということになりますと、全体的にいえば非常に不公平になると思はれます。その点を私は心配して今申し上げておるわけでありまして、今の局長のおっしゃる通りに、今後十分そういう方面についてもパランスのとれるような公平な料率をおとりにするということでありましますから、これ以上追及いたしません。

○政府委員(富樫一君) 先ほどから申し上げましたように、従来の一般的な巡回検査の結果取り上げましたので、個々につきましては、不要にこの表の中に入っている場合も相当ないでもないと考えまして、この例外規定を設けたわけでございます。この例外の扱いといたしましては、たとえばこの作業の中のある作業というて、どの工場にも、鑄物業なら鑄物業で共通する作業というのについて十分なる検査の結果、除外すべきものがあるすれば除外いたしますが、そうでなく、同じ作業におきましても大会社は危ないけれども、開放性の小さな小工場は大丈夫だということであれば、当該の作業の場所、当該の何々工場の何々作業というふうに個々別々にもこの認定を下しましては得るようにする予定でございます。

○委員長(小林英三君) それではなお局長にお尋ねいたしますが、そういうことはどこがやるのですか。

○政府委員(富樫一君) 政令におきまして、一般的な基準をできるだけ詳細に、除外する基準をきめるべく努力しておりますが、なかなか最後にそれは政令の基準で具体的なものは

すが、これは「作業を除く」と書いてあるのですが、そこでたとえば同じ鑄物工場でも大工場がこれに入っている。それからその大工場にはけい肺があるということになりますと、全国で数千軒ある小さい鑄物工場、こういうものをいつまでも大工場が出るために、こういう業種の中にはまづ分担金も負担金も納めなくちゃならぬという状態が起つてくるだろうと思うのです。○政府委員(富樫一君) 先ほどから申し上げましたように、従来の一般的な巡回検査の結果取り上げましたので、個々につきましては、不要にこの表の中に入っている場合も相当ないでもないと考えまして、この例外規定を設けたわけでございます。この例外の扱いといたしましては、たとえばこの作業の中のある作業というて、どの工場にも、鑄物業なら鑄物業で共通する作業というのについて十分なる検査の結果、除外すべきものがあるすれば除外いたしますが、そうでなく、同じ作業におきましても大会社は危ないけれども、開放性の小さな小工場は大丈夫だということであれば、当該の作業の場所、当該の何々工場の何々作業というふうに個々別々にもこの認定を下しましては得るようにする予定でございます。

○委員長(小林英三君) それではなお局長にお尋ねいたしますが、そういうことはどこがやるのですか。

○政府委員(富樫一君) 政令におきまして、一般的な基準をできるだけ詳細に、除外する基準をきめるべく努力しておりますが、なかなか最後にそれは政令の基準で具体的なものは

のを全部掌握することができませんので、最後には結局地方の労働基準局長が具体的に認定を下すということになる見込みでございます。

○委員長(小林英三君) 私はもうこの法案の趣旨に対しては決して反対するものじゃないのですが、そういうような該当しないものまでも、こういう事業場までもいつまでもこれに引きずられていかなくちやならぬということは、つまりそういう問題については十分政府において善処していただきたい。

○榊原亨君 先ほど来議員の質問に対します労働大臣のお答えにつきましては、私も納得できぬ点が多々あるのであります、大臣がさようなお考えのもとにこの法案に対して態度を持つていらっしゃるというようにことにつきまして、私も十分納得できません。従いましてこの点につきましては、さらに次回において労働大臣のはっきりとした御言明を承わることとし、質疑は次回に延ばして継続していただきたいことをお願いしたいと思います。

○委員長(小林英三君) ただいま榊原委員からして、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたして、次回以後にいたしたいという御意見がございますが……。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

昭和三十年七月二十九日印刷

昭和三十年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局